

各位

会社名 株式会社ライオン事務器
代表者名 代表取締役社長 高橋俊泰
(コード番号：423A 東証スタンダード市場)
問合せ先 上席執行役員 財務部長 森貴文
(TEL 03-3369-1111)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2025 年 9 月 5 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2025 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分の件

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金 177.65円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行及び自己株式の処分を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 266,599,355円 |
| (3) 仮 条 件 | 209円から213円 |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金 177.65円 |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 113,678,235円 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、みずほ証券株式会社に対して販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりであります。

（1）親引け先の状況等

（ライオン事務器社員持株会）

- | | |
|---------------------|--|
| ① 親 引 け 先 の 概 要 | ライオン事務器社員持株会（理事長 水落正美）
東京都中野区東中野二丁目6番11号 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| ③ 親 引 け 先 の 選 定 理 由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出株式のうち、
149,100株を上限として2025年10月6日（売出価格等決定日）に決定される予定であります。） |
| ⑤ 株 券 等 の 保 有 方 針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親 引 け 先 の 実 態 | 当社の従業員で構成する従業員持株会であります。 |

（ライオン事務器役員持株会）

- | | |
|---------------------|---|
| ① 親 引 け 先 の 概 要 | ライオン事務器役員持株会（理事長 鎌田龍雄）
東京都中野区東中野二丁目6番11号 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社の役員持株会であります。 |
| ③ 親 引 け 先 の 選 定 理 由 | 役員の経営へのコミットメントを強化するためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出株式のうち、
91,600株を上限として2025年10月6日（売出価格等決定日）に決定される予定であります。） |
| ⑤ 株 券 等 の 保 有 方 針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、役員持株会における積立資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親 引 け 先 の 実 態 | 当社の役員で構成する役員持株会であります。 |

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップにつきましては、下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格等決定日（2025年10月6日）に決定される予定の発行価格と同一となります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	12,000,000	36.85	12,000,000	35.23
福井 資	兵庫県西宮市	1,372,525	4.22	1,372,525	4.03
福井 靖	千葉県船橋市	1,192,825	3.66	1,192,825	3.50
福井 務	兵庫県西宮市	1,098,550	3.37	1,050,050	3.08
ライオン事務器社員持株会	東京都中野区東中野二丁目6番11号	633,800	1.95	782,900	2.30
勝又 祐一郎	静岡県裾野市	400,500	1.23	400,500	1.18
寺西 八	大阪府東大阪市	364,150	1.12	364,150	1.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	332,500	1.02	332,500	0.98
高橋 俊泰	—	320,000 (320,000)	0.98 (0.98)	320,000 (320,000)	0.94 (0.94)
清野 宏	—	320,000 (280,000)	0.98 (0.86)	320,000 (280,000)	0.94 (0.82)
計	—	18,034,850 (600,000)	55.39 (1.84)	18,135,450 (600,000)	53.24 (1.76)

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月5日現在のものとあります。
2. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月5日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出し及び親引け(ライオン事務器社員持株会149,100株、ライオン事務器役員持株会91,600株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

（5）株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

（6）その他参考になる事項
該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | ① 公募による募集株式発行
当社普通株式 1,469,000株 |
| | ② 公募による自己株式の処分
当社普通株式 31,700株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 2,765,700株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限639,900株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2025年9月29日(月曜日)から
2025年10月3日(金曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2025年10月6日(月曜日)
(発行価格及び処分価格並びに売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2025年10月7日(火曜日)から
2025年10月10日(金曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2025年10月14日(火曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2025年10月15日(水曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び公募による自己株式処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が639,900株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社大塚商会（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2025年10月15日（上場日）から2025年11月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である株式会社大塚商会、売出人かつ当社株主である福井務及び橋爪正生、当社株主かつ新株予約権者である清野宏、鎌田龍雄、島徹、茶谷英二及び当社従業員 11 名、当社新株予約権者である高橋俊泰、大庭忠良及び当社従業員 281 名、並びに当社株主である福井資、福井靖、勝又祐一郎、寺西八、日本生命保険相互会社、ゼネラルホールディングス株式会社、福井夏樹、小野瑞穂、福井麻里、福井繁、福井淳二、福井千賀子、勝又規雄、福井律子、山田隆、三進金属工業株式会社、株式会社ナイキ、ナカバヤシ株式会社、磯田國範、森下泰男、株式会社エーコー、森義隆、田中肇、須坂和晃、勝又政子、酒井康隆、田中等、高谷洋介、株式会社明光商会、株式会社クオリ、新生紙パルプ商事株式会社、株式会社杉村倉庫、ダイシン工業株式会社、トヨセット株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、吉川化成株式会社、米田俊朗、久堀好之、ライオン事務器社員持株会、ライオン事務器役員持株会、当社従業員 1 名及び当社元従業員 1 名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 12 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025 年 9 月 5 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、みずほ証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後 180 日目の日（2026 年 4 月 12 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。